

「災害時等の相互協力に関する協定」を防衛省陸上自衛隊第10師団と締結

北陸総合通信局（局長 三田 一博）は、近年多発している大規模自然災害に対応するため、令和3年3月9日（火）に、陸上自衛隊第10師団（師団長 鈴木 直栄）と災害時等における相互協力に関する協定を締結しました。

この協定により、北陸総合通信局は、大規模自然災害時において陸路が途絶した場合などには、陸上自衛隊第10師団の協力を得て、被災地域に、総務省の災害対策用支援機材（移動電源車、衛星携帯電話、簡易無線機、MCA無線機、ICTユニット、臨時災害放送局用設備等）等を迅速に搬送することができることとなります。

また、陸上自衛隊第10師団の災害派遣の行動に必要な通信が、より円滑かつ確実になるよう、北陸総合通信局は、緊急時の通信確保に関する必要な措置や無線通信に対する混信の調査・排除に協力することとしています。

このように、この協定は、大規模自然災害時に北陸総合通信局と陸上自衛隊第10師団が相互に協力して対応することを約束するものであり、北陸地域の皆様の安全・安心に寄与するものです。

今後は、この協定に基づく共同訓練等の実施により、より実効性を高めていきます。



締結式での署名の様様



協定書を報道機関に披露する三田局長(左)と鈴木師団長(右)

協定の主な内容

- 陸上自衛隊第10師団は、北陸総合通信局の災害予防対策及び災害応急対策に必要な人員や災害対策用支援機材（衛星携帯電話や臨時災害放送局用機器等）の搬送支援を行う。
- 北陸総合通信局は、陸上自衛隊第10師団の災害派遣の行動に必要な無線局の開設等に対する臨機の措置や無線局に対する混信・妨害源の調査・探査等を行う。